

【用語解説】

1 第7次安城市総合計画

安城市では、1968年（昭和43年）に「安城市総合計画」を策定して以来、6次にわたり計画的なまちづくりの指針として総合計画を策定し、諸施策を推進しています。

第7次安城市総合計画は、2005年度（平成17年度）から2014年度（平成26年度）を計画年度として策定され、スポーツ振興計画は総合計画の分野別計画と位置付けられます。

2 スポーツ振興基本計画

スポーツ振興法に基づき、長期的・総合的な視点から目指すスポーツ振興の基本的方向を示し、地方の実情に即したスポーツ振興施策を進める指針となる国の計画です。

2001年度（平成13年度）から概ね10年間で実現すべき政策目標の一つに「成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指す。」とし、具体的な到達目標として「2010年（平成22年）までに、全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成する。」こととしています。

平成18年9月、計画策定から5年が経過し、改訂されました。新たに子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇に転ずることを政策目標に加えました。

さらに、平成22年8月に新たなスポーツ施策の枠組みとなる「スポーツ立国戦略」を発表し、今後10年間のスポーツ施策の方向性を示しました。「スポーツをする人、観る人、支える（育てる）人の重視」「連携・協働の推進」の基本的な考え方のもと、「ライフステージに応じたスポーツ機会の創造」「社会全体でスポーツを支える基盤の整備」など5つの重点戦略を掲げています。

3 スポーツあいち さわやかプラン

1993年度（平成5年度）に策定した「21世紀に向けた県民総スポーツ振興計画」が2002年度（平成14年度）に終期を迎え、国のスポーツ振興基本計画に基づき、「スポーツ愛知」の実現を目指し新たな計画として策定されたものです。

2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までに実現を目指す目標の一つに、生涯スポーツの振興として「成人の週1回のスポーツ実施率を現在の47%から60%にする。」とし、その環境整備として「総合型地域スポーツクラブを各市町村に少なくとも一つは創設する。」ことを目指しています。

平成20年3月、国の基本計画改訂と計画期間の中間年であることから、改訂されました。

4 生涯スポーツ、競技スポーツ

「生涯スポーツ」は、誰もが生涯の各時期に渡って、それぞれの体力や年齢に応じて、健康づくりや生きがいなどの目的により、主体的にスポーツに親しむことをいいます。これに対するスポーツの取り組み方として、「競技スポーツ」は、勝敗や記録に挑戦することを目的として行われるスポーツを総称して呼んでいます。

スポーツ種目で区別するのではなく、個人の取り組み方や目的によって「生涯スポーツ」と「競技スポーツ」とに分けられます。

5 総合型地域スポーツクラブ

2000年(平成12年)国の「スポーツ振興基本計画」の中で提案された、地域社会を基盤にした誰でもが加入できるスポーツクラブで、次のような特徴をもっています。

複数の種目ができます。

地域の誰もが年齢、技術レベル、体力に応じたスポーツ活動ができます。

活動の拠点となるスポーツ施設、情報交換、休憩、行為の施設を保有します。

質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じた指導をします。

会費やスポンサーなどによる活動資金を基に、地域住民が主体的にクラブ運営します。

6 ボランティア

近年では、スポーツ文化の享受形態として、「する」スポーツ、「みる」スポーツに加え、スポーツを「ささえる」活動、すなわちスポーツにおける「ボランティア」活動が新たにその意義・価値を認められるようになってきました。長野オリンピック冬季競技大会(1998年)においては、約44,000人のボランティアが大会の成功を支え、その活動が国際的にも高く評価されました。また、地域のスポーツイベントや少年スポーツ活動においても、ボランティア指導者を含む住民ボランティアがその活動を支えています。

7 市民地域スポーツ交流会(市民体育大会)、安城選手権大会

1980年度(昭和55年度)より、それまで市民体育大会として行っていた総合スポーツ大会を、生涯スポーツの振興を図る市民体育大会と、競技力の向上を図るための競技スポーツ大会として安城選手権大会の2大会に分けられました。

市民体育大会は、コミュニティスポーツの定着化を目的に、市内在住、在勤者によるスポーツ大会として小学校区で行う地区大会と市内全域を対象とした中央大会を開催していました。平成19年度より、開催範囲を小学校区から中学校区に拡大して、住民の交流を目的とした市民地域スポーツ交流会として開催しています。

安城選手権大会は、市民のスポーツレベルの向上を目的に、体育協会加盟団体が推薦する選抜者で行う競技スポーツ大会として、陸上競技など19種目を開催しています。

8 体育指導委員

スポーツ振興法第19条に基づき、教育委員会が委嘱する非常勤職員です。市のスポーツ行事への参画・協力をはじめ、地域、町内会及びスポーツグループと連携し、市民の健康・体力づくりのための事業の企画・運営と指導を行っています。

9 体育協会

1954年(昭和29年)に発足した安城市体育協会は、スポーツの普及・振興と市民の体位向上を目的に、2009年度(平成21年度)には13,560人の会員を有するスポーツ団体として活動しています。各加盟団体事業のほかに、スポーツ愛好者の拡大を目的にスポーツ教室の開催、競技力向上事業、全国大会出場選手への激励金交付などを行っています。

2008年(平成20年)4月には、NPO法人格を取得し、スポーツ指導者養成講習会などの事業を市から受託するなど、活動範囲を拡大しています。

10 ニュースポーツ

体力、技術、性別、年齢に関わらず、誰でもが手軽に楽しむことができ、ルールに弾力性があるなどの特徴をもつ比較的新しいスポーツの総称で、レクリエーションスポーツと呼ばれることもあります。

11 NPO (Nonprofit Organization: 民間非営利組織)

利益を得て配当することを目的とする企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的とした組織です。1998年(平成10年)「特定非営利活動促進法」が施行され、医療、福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の市民活動団体など民間非営利組織が、NPO法人格を取得し活動しています。

12 スポーツドクター

日本の医師免許を持ち、日本体育協会が行う所定の講習会を修了し、認定された医師です。

全国各地で、スポーツをする人々の健康管理や、スポーツ傷害に対する予防、治療などの臨床活動を行うとともに、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたっています。

13 中小学校体育連盟安城支所

愛知県中小学校体育連盟の構成団体であり、市内の全小・中学校で組織しています。市内の中小学校体育全般の振興を図ることを目的とし、安城市中学校選手権大会や新人体育大会などの大会の開催、学校体育に関する研究会、学校体育管理に関する調査研究などの事業を行っています。

14 外部指導者

学校の運動部活動を、教員以外の専門的知識と技術をもって指導する指導者をいいます。これは、専門的指導技術を持つ教員がなく、部活動指導に困難な場合などに、地域のスポーツ指導者などが学校から依頼を受け指導しています。

15 学校施設開放運営委員会

学校施設を市民が利用するため、地域住民の代表や体育指導委員、利用団体の代表、学校教職員などで構成された組織で、各小・中学校にそれぞれ運営委員会が設置されています。県立学校の運営委員会は、市体育課内に設置されています。

各運営委員会では、利用団体の登録や利用の許可・取消し、利用者の心得作成、開放日程の作成・実施、管理指導員の委嘱などを行っています。

16 スポーツ振興くじ(toto)

誰もが身近にスポーツに親しめる環境整備や、選手育成、国際大会の開催支援など、新たなスポーツ振興施策を実現するための財源確保策として、2002年(平成14年)4月に導入されました。Jリーグの試合を対象に、その結果を予想して投票し、その収益をスポーツ振興のための助成にあてています。

平成22年度の助成対象事業は、次のとおりです。

- 地域スポーツ施設整備助成
- 総合型地域スポーツクラブ活動助成
- 地方公共団体スポーツ活動助成
- 将来性を有する選手の発掘育成強化助成
- スポーツ団体スポーツ活動助成
- 国際競技大会開催助成

17 地区公園、近隣公園、街区公園

都市公園法に基づく都市公園の種類として、次のような公園が規定されています。
(個所数は、平成22年3月末現在)

街区公園(日の出公園など69か所)

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積が0.25haを標準として配置

近隣公園(安城公園、池浦西公園、篠目公園など13か所)

誘致距離500mの範囲内で1か所当り面積が面積2haを標準として配置

地区公園(秋葉公園、堀内公園、柿田公園、川島河川敷公園の4か所)

誘致距離1kmの範囲内で1か所当り面積が面積4ha以上を標準として配置

運動公園(安城市総合運動公園の1か)

休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じ1か所当り面積が面積10~50haを標準として配置

緑地(さんかく緑地、小川天神川原緑地、住吉緑地の3か所)

都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で1か所あたり0.1ha以上を標準として配置

歴史公園(安祥城址公園、丈山苑、弥厚公園の3か所)

史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園

18 子ども運動広場整備費補助制度

地域住民が用地を確保して、子ども運動広場(面積1,000~8,000㎡のソフトボール用広場など)の整備・維持管理に要する経費を市が補助する制度で、2008年度(平成20年度)末では25か所(面積87,054㎡)が整備されています。詳しくは、青少年の家へお尋ねください。

19 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。